

サプライヤー行動規範 (SCoC)

テュフ ラインランドとサプライヤー の協力に関する指針*

*定義: 「テュフ ラインランド」とは、テュフ ラインランド AG 及びテュフ ラインランド AG が直接または間接的に 50%以上の株式を保有する会社を指す

前文

私たちの主張

テュフ ラインランドは、世界をより安全で持続可能な場所にしたいと考えています。1872年の創立以来、テュフ ラインランドの使命は、人、環境、技術の相互作用から生じる課題に安全性と品質で対応することです。この点において、持続可能性は特に重要です。テュフ ラインランドのサプライヤー¹の貢献は、テュフ ラインランドの品質へのコミットメント、将来の存続可能性への取り組み、及び持続可能な発展に向けたテュフ ラインランドのサービスの積極的な貢献にとって不可欠です。テュフ ラインランドは、人権と労働者の権利の尊重、環境の保全と持続可能な保護、気候変動に配慮した経済への転換、あらゆる形態の腐敗防止に取り組んでいます。そのために、環境・社会・ガバナンス (ESG) 分野における継続的改善のための仕組み、プロセス、慣行、目標を設定し、行動の透明性を確保しています。

私たちの期待

また、国連グローバル・コンパクトの10原則及び、それに対応する国際条約及び国際基準に基づき、サプライヤーにも同様の行動を求めています。特に、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」、「労働における基本原則及び権利に関する国際労働機関 (ILO) 宣言」、「気候及び自然保護に関する国際条約」、「国連腐敗防止条約」、さらには ISO 45001 及び ISO 14001 規格の遵守をサプライヤーに求めています。

私たちは自らをバリュー・チェーンの一部と考え、私たちの直接のサプライヤーが以下に述べる指導原則と要求事項を尊重し、自社の労働者と共有し、遵守を徹底することを期待します。さらに、当社のサプライヤーは、これらの要求事項を自社のサプライヤーとの取引関係に組み込み、その実施に向けて取り組むことが奨励されます。

持続可能なコラボレーションと継続的改善

共に団結することで、より多くのことを成し遂げることができます。従って、私たちは、サプライヤーである皆様との協力のための指針として、このサプライヤー行動規範 (SCoC) を策定し、その実施をサポートします。

テュフ ラインランドは、皆様が協力的なコラボレーションと継続的な改善に等しく注力されることを期待しています。テュフ ラインランドは、デューディリジェンスに対し、持続可能性を重視したリスクベースのアプローチを追求し、サプライヤーがこの文書に記載された要求事項に関して様々な準備段階にあることを認識しています。これらの要求事項を満たすという私たち共通の取組みと、リスクを最小限に抑え、持続可能な発展を目指すという共通の願いは、私たちの基礎であり、私たちの協力関係において極めて重要なものです。

私たちは、皆様とともにこの道を歩めることを大変嬉しく思います。

署名
Dr. Michael Fübi
取締役会長

署名
Katharina Baran
取締役会メンバー

署名
Philipp Kortüm
取締役副社長

2023年10月

1. 人権・労働権

私たちはサプライヤーに対し、労働者が安全に業務を遂行でき、すべての労働者の身体的・精神的な健康を尊重・促進する労働環境を構築することを求めます。私たちのサプライヤーは、適用される法律を遵守し、人権と労働者の権利に関する国際条約に従って活動することを約束します。サプライヤーは、人権と労働者の権利に対する悪影響を防止、是正、回避することを保証します。これは特に以下のことを意味します：

1.1 平等な待遇、ダイバーシティ、インクルージョン

テュフ ラインランドは、多様性と機会均等を推進し、国籍や民族、社会的背景、健康状態、障害、性的指向、年齢、性別、政治的意見、宗教、信条などに基づく差別のない職場環境を目指して働くことを期待します。差別はさまざまな形で起こりうることを認識し、同一賃金、包括的な企業文化の促進、教育や意識向上のためのプログラムなどの対策を通じて、そのような差別を特定し、対抗することが重要であると認識しています。

1.2 児童労働の禁止

テュフ ラインランドは、サプライヤーが国際的なガイドライン及び国内規則に従って、雇用の最低年齢を確実に遵守することを期待します。サプライヤーは、雇用開始前に労働者の年齢を確認し、文書化し、いかなる児童労働も認めないことを約束します。

1.3 強制労働と奴隷制の禁止

テュフ ラインランドは、サプライヤーの事業活動が強制労働、奴隷制、奴隷的慣行、及び人身売買のないことを保証することを期待します。個人的、経済的、身体的、心理的な強制による搾取は避けなければなりません。これには、稼いだ賃金の全額または一部の不払い、財産の差し押さえ、雇用先の法的規定に従った社会的支払いの拒否、必要な労働書類や文書の差し押さえ、仲介手数料の賦課などが含まれます。

1.4 公平かつ尊重のある扱い

テュフ ラインランドは、労働者が公正かつ尊重に扱われるプロフェッショナルな労働環境を構築することを期待します。品位を傷つけるような扱い、非人道的な扱い、体罰、暴言、心理的または物理的強制、セクシャルハラスメント、いじめ、虐待、及び/または拷問を容認してはならず、適切な手段によりこれを防止するよう努めなければなりません。また、事業プロジェクトや活動（ならびに不動産や財産）を保護するために、私的または公的な治安部隊が委託または派遣されている場合も、これらの要件が遵守されていることを保証しなければなりません。

1.5 労働安全衛生

テュフ ラインランドは、サプライヤーが体系的な労働安全衛生マネジメントシステムを真摯に実施することを期待しています。また、労働環境及び労働条件について、以下の要件を確保する必要があります：

- 労働環境は清潔で、十分な照明と換気がされなければならない。これには、飲料水や清潔な衛生施設の利用も含まれます。
- 化学的、生物学的、物理的危険を含む、特定された危険に対して、不適切な安全基準や適切な保護手段の欠如が認められた場合は、速やかに是正します。
- 労働災害・疾病の予防、治療、管理、追跡、報告のための手順とシステムを確立しなければならない。起こりうる緊急事態や事故は、その影響を最小限に抑えるために、予防、特定、評価、適切な対処がなされなければなりません。
- 過度の肉体的・精神的疲労を防止するため、安全な作業手順を確立し、労働時間や休憩時間などの面で適切な作業組織を維持しなければなりません。
- 職場の安全に関する情報や研修が労働者に提供されます。

1.6 適切な労働時間と報酬

テュフ ラインランドは、最低基準として、すべての労働者が各雇用地の法的要件を満たす賃金を確実に受け取ることを期待します。これには、労働時間、時間外労働、有給休暇に関して適用される規制の遵守が含まれます。また、労働者が基本的なニーズを満たし、尊厳ある生活を送ることができるよう報酬体系を確保します。

1.7 結社の自由

テュフ ラインランドは、適用される法律に従い、差別や不利益を恐れることなく労働者が結社、組織化し、労働者代表を任命する権利を尊重することを期待します。

1.8 生活と地域コミュニティの保全

テュフ ラインランドは、有害な土壌変化、水質汚染、大気汚染、有害な騒音放射、過剰な水の消費を防止することを期待します。これらの予防措置は、個人及び地域社会の健康への危害、食糧生産の重大な障害、安全な飲料水及び衛生設備へのアクセス拒否のリスクがある場合には、極めて重要です。さらに、土地、森林、水域の不法な収用や立ち退きを容認しないことを確認します。

2. 環境

私たちはサプライヤーに対し、事業活動が水、土壌、大気に与える環境影響を責任を持って管理することを期待します。私たちのサプライヤーは、適用される法令を遵守し、気候及び環境保護に関する国際条約に従って事業活動を行うことを約束します。サプライヤーは、その事業活動が自然や気候に及ぼす悪影響を防止し、可能な限り最小化し、将来的に回避することを保証します。これには特に以下が含まれる：

2.1 エネルギー消費と気候保護

テュフ ラインランドは、サプライヤーが温室効果ガス排出量を測定、監視、管理することを期待しています。この目的のため、スコープ 1、2 及び 3 におけるバリューチェーンに沿った温室効果ガス排出削減のための科学的根拠に基づく目標を定義し、世界的な気候目標（地球温暖化を摂氏 1.5 度に制限する）に従って整合される必要があります。これらの目標は一貫して追跡され、実施される必要があります。温室効果ガスの排出は、まず回避・削減されるべきであり、どちらも不可能な場合のみ、補償プロジェクトを通じてオフセットされるべきであります。さらに、エネルギー効率の目標を設定し、電力とエネルギーの消費量を監視・記録し、これらを削減し、再生可能エネルギーの利用を拡大することが求められます。

2.2 環境管理と資源保護

テュフ ラインランドは、サプライヤーが環境規制及び営業許可を遵守し、環境面を管理する体系的なアプローチを採用することで、水、エネルギー、資源の消費を責任を持って効率的に管理することを期待します。サプライヤーは、情報やトレーニングを提供することで、これらの問題に対する従業員の意識を高めることを目指します。サプライヤーは、環境規制違反を直ちに特定し、悪影響を排除し、原因を評価し、適切な措置を講じて再発を防止することを確実にします。

2.3 水質汚染、排出ガス、化学物質

テュフ ラインランドは、サプライヤーの業務プロセスにおいて、廃棄物、廃水、汚染物質、化学物質に関する法的要件及び国際的・地域的規制を統合し、遵守することを期待します。2 これは、調達、保管、取り扱い、輸送、廃棄に適用されます。サプライヤーは、対応するリスクを最小化し、有害物質の不慮の放出を防止するための適切なプロセスの確保に取り組むことに同意します。

3. 倫理的なビジネス行動

私たちは、サプライヤーが最高水準の誠実さを維持し、責任を持って協力的に行動することを期待します。私たちのサプライヤーは、適用される法令、国際協定、業界固有の規制に従って行動することを約束します。これには特に以下が含まれます：

3.1 汚職防止

テュフ ラインランドは、サプライヤーの事業部門において、あらゆる形式、あらゆる方法及び態様の不正行為及び汚職を拒否し、防止することを期待します。サプライヤーは、適用される国内及び国際的な腐敗防止法及び規制をすべて遵守することを約束します。行動に影響を与える金銭その他の利益を（直接的、間接的を問わず）申し出たり、渡したり、受け取ったりしてはなりません。

3.2 利益相反

テュフ ラインランドは、公正、公平かつ倫理的な方法で業務を遂行する能力が損なわれている状況について、透明性をもって開示することを約束することを期待します。これは、サプライヤー、その法定代理人、従業員、または関与する外部関係者に対し、保有株式、個人、家族、その他の職業上の利益の如何を問わず適用されます。契約関係の過程で利益相反が生じたり変化したりした場合は、適切なアプローチが取られるよう、積極的に開示しなければなりません。

3.3 公正な事業活動

テュフ ラインランドは、故意に不正な発言がなされない公正な方法でビジネス関係を運営することを期待します。独占禁止法または入札規則に違反する行為、または個人を守秘義務違反に導く行為、産業スパイ行為、データ窃盗行為は禁止されています。

3.4 海外貿易

テュフ ラインランドは、サプライヤーが活動を行う際に、国内及び国際的な（再）輸出管理法の適用規定を遵守することを期待します。輸出管理の実施に対応する届出義務、制裁及び禁輸規制の遵守が求められます。

3.5 完全性

テュフ ラインランドは、高い信頼性、中立性、職業上及び個人としての誠実性をもって業務を遂行することを期待します。国内外の関連法、法的規制、及び自らに課された義務の遵守は、起業家としての活動の基礎を形成するものです。これは、基本的な道徳的価値が守られるように調整されなければなりません。合意されたサービス内容から故意に逸脱することは許されず、そうでなければ正当化し、透明性をもって開示し、伝達される必要があります。

3.6 情報セキュリティ、機密性、データ保護

テュフ ラインランドは、従業員及びビジネスパートナーの機密情報を、第三者による不正アクセス又は開示から効果的に保護するために、適切なデータ保護及び情報セキュリティシステムを、当事者間で合意されたサービス提供前、提供中、提供後を問わず、常に維持することを期待します。特に、現在の技術水準に従って適切な技術的及び組織的セキュリティ対策を講じることを確認するものとします。個人データまたは情報は、適用される法的枠組みの範囲内でのみ処理され、正当な事業目的のためにのみ使用されます。

3.7 知的財産の保護

テュフ ラインランドは、知的財産を保護し、著作権及び工業所有権（商標、特許、意匠）を尊重し、営業秘密を保護することを期待します。著作権及び工業所有権の譲渡及び使用許可、ならびに営業秘密、機密情報、ノウハウの第三者への使用及び開示は、それぞれの財産権が確実に保護されるような方法で行わなければなりません。

4. サプライヤーを通じた期待事項の遵守

サプライヤーとの敬意、信頼、そして良好な関係は、誠実さ、持続可能性、そして責任あるデューデリジェンスに対する共通の取組みに大きく依存しています。

サプライヤーには、当社の指導原則に従い、セクション 1、2、3 に定める要件を遵守することを期待します。各自の事業領域において、これらの要求事項の遵守を確保するために適切な措置を講じる必要があります。

私たちは、サプライチェーンにおいてこれらの期待事項が確実に満たされ、積極的に実施されること、また、サプライヤーがサプライヤーにこれらの要求事項を伝え、その結果として生じるサプライヤーに対する義務に適切に対処できるよう努めることを目指します。

4.1 指導原則に基づく要求事項の実施支援

私たちは、あなたの事業領域における人権及び環境デューデリジェンス義務を守り、倫理的な事業行動を確立し、不正行為と闘うためのサプライヤーの取組みを支援します。そのために、情報、研修、建設的な交流の機会を提供します。

4.2 違反または違反の疑いの報告

第 1 条、第 2 条及び第 3 条に定める要件に違反した場合、またはその疑いがある場合は、報告する権利があり、報告することが奨励されます。重大な違反があった場合は、直ちに報告することが義務付けられています。この要件について、従業員に十分な説明を受けさせる必要があります。違反または違反の疑いに関する報告は、テュフ ラインランドが

www.tuv.com/whistleblowing に設置した内部通報プラットフォームを通じて匿名でも行うことができます。テュフ ラインランドは、内部通報システムを通じたすべての通報の機密性を確保し、必要に応じて、取締役会または経営陣から独立して行動する連絡先を設置します。

守秘義務と独立性が確保されていれば、独自の内部通報制度を設けることも可能です。

4.3 予防及び是正措置

第 1 条、第 2 条または第 3 条に記載された要求事項のいずれかに違反するおそれがある場合、または記載された要求事項のいずれかに違反する事態が業務上発生した場合、違反行為の防止または停止に努めることを確約します。サプライヤーは、違反を効果的に防止または停止することが期待できる適切な措置を講じることを約束します。要求があれば、サプ

ライヤーは講じた措置に関する情報をテュフ ラインランドに提供します。違反行為を直ちに止めることができない場合、テュフ ラインランドと協力して行動計画を策定し、その実施及び見直しのスケジュールを調整することに同意します。リスク状況が著しく変化又は拡大した場合には、上記の措置が繰り返しの必要となる場合もあることを了承するものとします。

4.4 情報と検査を受ける権利

テュフ ラインランドは、リスク分析の結果、サプライヤーが第 1 条、第 2 条及び第 3 条に掲げる要求事項のいずれかに違反するリスクがあるという結論に至った場合、又はサプライヤーの事業領域において列挙された要求事項のいずれかに違反があった場合、サプライヤーに対して、指導原則の要求事項への準拠を評価するために必要であるとテュフ ラインランドがみなす全ての情報の提供を要求することができます。サプライヤーは、要求に応じて情報を提供することに同意するものとします。テュフ ラインランドは、リスク分析を毎年実施し、必要に応じて臨時に実施します。その場合、サプライヤーは必要な情報を繰り返し提供することに同意します。リスク分析を実施するために必要な限りにおいて、又はサプライヤーに要求事項に対する違反の正当な兆候がある場合、テュフ ラインランドは、サプライヤーの事業所を検査し、文書を確認し、従業員にインタビューを行う権利を有します。テュフ ラインランドは、この目的のために第三者に委託することもできます。サプライヤーは、協力を保証するものとします。

4.5 違反の結果

サプライヤーが上記第 4.1 条から第 4.4 条に基づく義務を履行しない場合、テュフ ラインランドは、サプライヤーが義務を履行するまで取引関係を停止する権利を有します。第 4.3 条に基づくサプライヤーの義務の一つに対する重大な違反があり、その違反を是正するための解決策が適時に講じられない場合、テュフ ラインランドは、サプライヤーとの取引関係を恒久的に終了させる権利（重大な違反又は正当な理由による継続中の義務の終了、又はまだ完全に履行されていない契約からの脱退）も有します。ただし、違反を終了させるためにより穏当な手段が適用可能な場合は、この限りではありません。

サプライヤーによる義務違反の場合にテュフ ラインランドが有するその他の請求権（特に、発生した損害の賠償を請求する権利）は、影響を受けません。

連絡先及び詳細情報

透明性は企業デューデリジェンスの重要な要素です。違法行為や不正行為について懸念がある場合は、適切な内部告発プラットフォームに報告してください。内部告発プラットフォームには、以下のリンクからいつでも匿名でアクセスできます。

テュフ ラインランドの内部告発プラットフォーム：

www.tuv.com/whistleblowing

詳細と情報は以下を参照：

[TÜV Rheinland Code of Conduct](#)

[Policy statement on human rights and environmental due diligence](#)

サプライヤー行動規範の英語版は、全当事者の理解を示すものです。その他のバージョンは翻訳として提供されます。英語版と日本語版の間に矛盾がある場合は、英語版が優先されます。

注

1) 適用範囲本指針は、テュフ ラインランドに製品又はサービスを供給する、又は テュフ ラインランドのために製品又はサービスを供給する、テュフ ラインランドのすべての供給者、サービス提供者及びビジネスパートナーに適用される。

2) 2013 年の水銀に関する水俣条約、1989 年の有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約、2001 年の残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPS 条約）などの国際的な規制や、その他の国内的な枠組み（ドイツの有害物質条例など）も含まれる。

TÜV Rheinland AG
Am Grauen Stein
51105 Cologne
ドイツ

www.tuv.com

 **TÜVRheinland**[®]
Precisely Right.